

# アクモス株式会社 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（商号）

当社はアクモス株式会社と称し、英文ではA C M O S INC. と表示する。

### 第 2 条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ・ソフトウェア及びシステムに関する事業
2. 電子応用機器の企画、開発、販売に関する事業
3. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
4. 他の会社の事業活動に対する支援、支配及び管理に関する事業
5. 各種情報の収集、処理、提供に関する事業
6. 教育、出版、セミナーに関する事業
7. 不動産等の売買、賃貸、管理及び仲介に関する事業
8. 電気工事及び電気通信工事の請負及び施工
9. その他一切の適法な事業

### 第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

### 第 4 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第 5 条（機関構成）

当社には、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、32,300,000株とする。

### 第 7 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

#### 第10条（株式取扱規則）

当会社の株式及び新株予約権に関する事項は、本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

#### 第11条（株主名簿管理人）

- ① 当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせる。

#### 第12条（基準日）

当会社は、毎年、事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

#### 第14条（電子提供措置等）

- ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（議長）

株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が複数存在する場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第16条（決議の方法）

- ① 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主が議決権の代理行使をなすには当会社の議決権を有する他の株主を代理人とすることを要する。但し、代理人は1名に限る。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（取締役の員数）

- ① 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は8名以内とする。
- ② 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任及び解任）

- ① 当会社の取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、累積投票によらずに、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 当会社の取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 第20条（取締役の任期）

- ① 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（取締役会の招集）

- ① 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数存在する場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第22条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第23条（重要な業務執行の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

#### 第24条（役付取締役）

取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

#### 第25条（社長）

- ① 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。
- ② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

#### 第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

### 第5章 監査等委員会

#### 第27条（監査等委員会の招集通知）

- ① 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第28条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### 第6章 会計監査人

#### 第29条（会計監査人）

会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。

## 第7章 役員等の責任免除等

### 第30条（取締役等の会社に対する責任の免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員等（役員等であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

### 第31条（非業務執行取締役等の責任の制限）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第8章 計 算

### 第32条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

### 第33条（剰余金の配当等を決定する機関）

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会で定めることができる。

### 第34条（剰余金の配当基準日）

- ① 剰余金の期末配当の基準日は、毎事業年度末日最終時とする。
- ② 剰余金の中間配当の基準日は、毎年12月31日最終時とする。

### 第35条（剰余金の配当の除斥期間）

- ① 剰余金の配当（中間配当を含む）がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
- ② 未払いの配当には、利息をつけない。

## 第9章 定款の変更

### 第36条（定款の変更）

本定款の変更は、本定款第16条第2項に従い、株主総会の決議をもって行う。ただし、次の場合は、取締役会の決議で、変更又は字句及び表現を修正することができる。

1. 法令の規定で認めているとき
2. 法令の改廃により定款に定めがあるとみなされたものを本定款に記載又は記録するとき
3. 法令の改廃により定款の定めが無効とされたものを本定款から削除するとき
4. 法令の改廃により本定款の用語又は表現を改めるとき

5. その他、条数の組み換え、句読点の位置の変更、縦書き化、横書き化など、定款の実質的内容の変更を伴わない形式的変更を行うとき

以上

最終改正日 2023年9月28日 株主総会